

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau National Diet Library

論題 Title	公立学校生徒の言論の自由をめぐるアメリカ連邦最高裁判決—学校の規制権限と修正第1条—
他言語論題 Title in other language	U.S. Supreme Court Case Law on Student Speech Rights: Public Schools' Power to Regulate Student Expression and the First Amendment
著者 / 所属 Author(s)	ローラー ミカ (LAWLER Mika) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 議会官庁資料調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	851
刊行日 Issue Date	2021-11-20
ページ Pages	1-22
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	生徒の言論を公立学校が制限したことが修正第1条との関係で問題となった Tinker 事件から 2021 年の B.L.事件までの米最高裁判決を整理し、学校の規制権限の根拠と性質を考察した。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

公立学校生徒の言論の自由をめぐるアメリカ連邦最高裁判決 —学校の規制権限と修正第1条—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 議会官庁資料調査室主任 ローラー ミカ

目 次

はじめに

I 生徒の言論をめぐる状況

- 1 脅迫的言論の規制—繰り返される銃乱射事件—
- 2 いじめ問題
- 3 差別的表現の規制
- 4 教員に対する敵対的言論

II 生徒の言論の自由と学校の規制権限に関する最高裁判決

- 1 Tinker 事件判決（1969）
- 2 その後の最高裁判決

III オンライン上の生徒の言論に関する下級審判決

- 1 暴力的内容を含む脅迫的言論
- 2 教員に対する中傷と批判的言論
- 3 他の生徒に対するいじめ、いやがらせ言論
- 4 オンライン上の言論に関する連邦控訴裁判所判決の特徴

IV 2021年最高裁 B.L. 事件判決—ソーシャルメディアでの生徒の言論—

- 1 経緯
- 2 判決
- 3 評価

V 議論

- 1 学校の規制権限をめぐる議論と最高裁
- 2 学校の使命と修正第1条

おわりに

キーワード：修正第1条、表現の自由、生徒の言論、学校の権限、*in loco parentis*（親代わりの地位）、ソーシャルメディア、Tinker 事件、Fraser 事件、Kuhlmeier 事件、Morse 事件、B.L. 事件

要 旨

- ① アメリカ合衆国憲法修正第1条の表現の自由の保障の下で、人の不興を買うような (unpopular) 言論を一般社会で大人が行ったとしても、政府は規制することはできない。しかし、公立学校（以下「学校」という。）ではそうした生徒の言論を規制できる場合がある。どのような場合に学校による制限は許されるのか、こうした学校の権限は修正第1条との関係でどう理解されるのか、これについては一連の連邦最高裁判所（以下「最高裁」という。）判決が存在する。
- ② 1969年のTinker事件判決で最高裁は、生徒の修正第1条の権利は学校においても失われないことを確認し、ただし、この権利は、「学校環境の特質」に照らして扱われるとして、学校活動に「実質的な混乱」が生じたかどうかという基準を示した。下級審判決の多くはこの基準を用いて学校による生徒の言論規制が適切であったかの判断を行ってきた。1980年代以降最高裁は、Tinker事件判決のいう「実質的な混乱」がなくとも学校が生徒の言論を規制し得る場合があることを3つの判決で示した。性的に下品で、不快である言論 (Fraser 事件)、学校がスポンサーである表現活動 (Kuhlmeier 事件)、違法薬物使用の唱道 (Morse 事件) である。
- ③ オンライン上で生徒が行った暴力的な内容を含む脅迫的言論、教員に向けられた中傷や批判、あるいは「いじめ」に当たるような言論が問題化しているが、最高裁は従来こうした学校外で行われた言論の規制に関する事件を受理しておらず、連邦控訴裁判所間で解釈に齟齬 (そご) も見られるようになっていた。2021年、最高裁は初めてソーシャルメディア上の生徒の言論に係る B.L. 事件を受理し、6月に判決を下している。判決は、当該事件の生徒の言論を支持した一方、学校外の言論でも学校が規制できる場合があると明確に述べている。Tinker事件判決の「実質的な混乱」に代わるような、新たな基準は示されなかった。
- ④ 学校における生徒の表現の自由を重視し、学校の権限の拡大を懸念して、司法の関与を積極的に行った Tinker 事件判決には学校が *in loco parentis* (親代わりの地位) にあるという言及は見当たらない。一方、Fraser 事件判決以降の最高裁は、市民社会の基本的価値を教育する学校の使命を確認し、生徒の言論を規制する学校の判断を尊重する姿勢をしばしば示し、*in loco parentis* とも親和性のある立場をとってきた。今回の B.L. 事件判決では、生徒の言論を規制する権限を学校に与える「学校環境の特質」の1つが *in loco parentis* であるとの解釈が示されている。

はじめに

アメリカ合衆国憲法修正第1条⁽¹⁾の表現の自由の保障の下で、人の不興を買うような(unpopular)言論を一般社会で大人が行ったとしても、政府は規制することはできない⁽²⁾。しかし、公立学校(以下「学校」という。)ではそうした生徒の言論(student speech)を規制できる場合がある⁽³⁾。民主社会における最も重要な人権としてしばしば位置付けられる表現の自由、言論の自由をどのような場合に学校が制限してよいのか、また学校のそのような権限の根拠は何に求められるのか。修正第1条の権利が侵害されたとして生徒が訴えた場合に教育を任としない裁判所は積極的に関与すべきなのか、学校の判断が尊重されるべきなのか。

これについては、1969年に出された連邦最高裁判所(以下「最高裁」という。)の判決があり、その後1986年、1988年及び2007年にも1969年判決を補完あるいは修正するような最高裁判決が出されてきた。一方、ソーシャルメディア等オンライン上での生徒の暴力的な、あるいは「いじめ」に当たるような言論が問題化する中でも、最高裁はこれまでこうした学校外(off-campus)で行われた生徒の言論を学校が制限した事件を取り上げてこなかった⁽⁴⁾。これについて2021年、最高裁は初めてソーシャルメディア上の生徒の言論に係る事件を受理し、6月に判決を下している。

本稿では、第I章でアメリカの学校における生徒の言論をめぐる状況と特徴を概観した上で、第II章においては、学校による生徒の言論の制限が修正第1条に違反するのかが争われた従来の最高裁判決を整理する。さらに第III章でオンライン上の生徒の言論に関する連邦控訴裁判所判決のこれまでの動向を取り上げた上で、第IV章で2021年の新しい最高裁判決を紹介する。最後に第V章において生徒の言論を規制することができる学校の権限の根拠と学校の使命に関する議論について検討する。

I 生徒の言論をめぐる状況

1 脅迫的言論の規制—繰り返される銃乱射事件—

暴力への言及や脅迫的内容を含む生徒の言論については、多くの学校がとりわけ不寛容に

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年9月22日である。

(1) この条項は、修正第14条を通じて、州政府(公立学校を含む。)にも適用される。

(2) ただし、わいせつ表現、真の脅迫(true threat)、けんか言葉(fighting words)のように、判例により修正第1条の保護外とされる表現も存在する。

(3) なお、ここで問題とされているのは、生徒の修正第1条の権利が侵害されたかどうか(学校による生徒の言論規制が正当化されるかどうか)という点である。学校が選択した停学等の処分内容が適切であったのか、処分により生徒の教育を受ける権利が侵害されたのかはデュープロセス等の別問題であり、修正第1条の権利の侵害を判断する際、通常、直接考慮されるものではない。参考として、[Supreme Court oral argument transcript for No. 20-255 Mahanoy Area School District v. B.L.], April 28, 2021, pp.31, 57. <https://www.supremecourt.gov/oral_arguments/argument_transcripts/2020/20-255_869d.pdf>; B.L. v. Mahanoy Area School District, 376 F. Supp. 3d 429, 438-440 (M.D. Pa. 2019). ただし、処分内容を考慮すべきという見解を示した論考として次がある。Alexander Tsesis, *Free Speech in the Balance*, Cambridge: Cambridge University Press, 2020, pp.138-149. 一方、処分内容が事実上、裁判所の判断に影響しているかを検証したものとして以下がある。Amy L. Dagley and Spencer C. Weiler, "Do Courts Consider the Degree of Discipline When Adjudicating Off-campus Student Speech?" *Clearing House: A Journal of Educational Strategies, Issues and Ideas*, vol.90 no.5-6, 2017, pp.208-213.

(4) 上訴を受理するか否かは最高裁の完全な裁量とされている。

なっているが、これは、1999年4月、コロラド州のコロンバイン・ハイスクールにおいて2名の生徒が銃を乱射し、生徒12名と教員1名を殺害、自殺した事件が1つの契機となったことがしばしば指摘されている⁽⁵⁾。2018年2月のフロリダ州パークランドのハイスクールでの銃撃事件など、その後も同様の事件は絶えることがない⁽⁶⁾。暴力的内容を含む言論を行ったとして学校から停学などの処分を受けた生徒が、修正第1条が保障する表現の自由の侵害を訴えた事件の判決では、多くの裁判所がコロンバイン・ハイスクールやその後の学校での殺傷事件に言及しており、潜在的な危険に対し現場での判断を迫られる学校の対応がしばしば尊重される結果となっている⁽⁷⁾。

LaVine v. Blaine School District 事件では、ハイスクールの生徒が、自宅で創作した、想像上の暴力的内容を含む詩（学校での乱射による大量殺人と自殺願望を描写）を学校で授業の終わりに英語教師に手渡し、感想を求めた。これを読んだ教師が学校に報告し、学校が生徒を処分したため、修正第1条が保障する権利の侵害であるとして生徒が学校を訴えた⁽⁸⁾。連邦控訴裁判所（第9巡回区）は、コロンバイン・ハイスクール事件等の後学校が事件の予兆を見逃し事前に対応できなかったことが問題となったことに言及した上で、学校は「実質的な混乱」⁽⁹⁾を合理的に予見できたとして、振り返ってみれば学校は過剰反応であったかもしれないが、学校の責務は庇護下の生徒達の安全と憲法上の権利のバランスを取るという困難なものであり、本件での学校の措置は生徒の修正第1条の権利を侵害していないと判断している⁽¹⁰⁾。

また、Ponce v. Socorro Independent School District 事件では、連邦控訴裁判所（第5巡回区）は、コロンバイン・ハイスクール事件のような銃撃事件の計画等を記した日記帳を同級生に見せたハイスクール生徒に対する学校の処分を支持した⁽¹¹⁾。同裁判所は、こうした学校での銃乱射に関する言論の規制については、「実質的な混乱」が起きるかどうかを問う必要はないことを論じる一方⁽¹²⁾、学校やその構成員に向けられた特定の脅迫的言論は、修正第1条で保護される言論には当たらないことにも言及している⁽¹³⁾。

(5) Mary-Rose Papandrea, "Student Speech Rights in the Digital Age," *Florida Law Review*, vol.60 no.5, December 2008, p.1067; Emily Gold Waldman, "Badmouthing Authority: Hostile Speech About School Officials and the Limits of School Restrictions," *William & Mary Bill of Rights Journal*, vol.19 no.3, March 2011, p.602.

(6) 2021年は9月20日時点で16件、2020年は10件、2019年は25件、2018年は24件、学校での銃撃事件が発生している。2020年の減少は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による学校閉鎖の影響と考えられている。"School Shootings This Year: How Many and Where: Education Week's 2021 School Shooting Tracker," *Education Week* (online), March 1, 2021 (updated: September 20, 2021).

(7) Erwin Chemerinsky, "The Hazelwooding of the First Amendment: The Deference to Authority," *First Amendment Law Review*, vol.11 no.2, 2013, p.292; Waldman, *op.cit.*(5), p.602.

(8) LaVine v. Blaine School District, 257 F.3d 981 (9th Cir. 2001).

(9) 「実質的な混乱」が生じた又は合理的に予見できたかは、1969年の最高裁判決が示している判断基準である。第II章1節参照。

(10) LaVine, 257 F.3d at 987, 989-992.

(11) Ponce v. Socorro Independent School District, 508 F.3d 765 (5th Cir. 2007).

(12) *Id.* at 768-772. 1969年の最高裁判決を用いるのではなく、2007年の最高裁判決（第II章2節参照）が銃乱射に関する言論にも適用できると論じている。

(13) *Id.* at 772. 他方、Porter v. Ascension Parish School Board 事件では、連邦控訴裁判所（第5巡回区）は、学校襲撃の暴力的なスケッチを自宅で描き、クローゼットにしまっておいた生徒が、2年後にその弟がスケッチを学校に持参したことから処分された事案について、生徒にはスケッチを学校に持ち込む意図はなく、修正第1条による保護は失われないと判示している。Porter v. Ascension Parish School Board, 393 F.3d 608 (5th Cir. 2004).

2 いじめ問題

アメリカでも生徒間のいじめは重大な問題であり、特にソーシャルメディアの利用が広がる中で、学校内にとどまらない、深刻な社会問題となっている。2015年までに50州全てがいじめ防止に関する州法を制定しており、その多くはオンライン上でのいじめも対象としている。こうした法律に基づき、学校は懲戒規則の中にいじめ防止施策を組み込み、いじめ行為をした生徒への措置を明記している⁽¹⁴⁾。

オンラインいじめの事案は第三章で取り上げることとし、ここではC.R. v. Eugene School District 4J事件を紹介する。この事件は、下校時に学校外で、性的な含意のある言葉を使用してからかうなどのいやがらせを障害のある下級生に行ったため学校から処分されたミドルスクールの生徒が、修正第1条で保護される権利の侵害を訴え、学校外での出来事に学校の懲戒権は及ばないとして学校を相手に裁判を起こしたものである⁽¹⁵⁾。連邦控訴裁判所(第9巡回区)は、学校外での言論ではあるが、学校との関連性が認められ、その影響が学校に及ぶことについて合理的予見可能性があったことから学校には生徒を懲戒する権限があるとした上で⁽¹⁶⁾、本件のようなセクシャルハラスメントに当たる言論は、被害生徒の権利を侵害するものとして⁽¹⁷⁾、学校は規制することが許されるとした。

学校は他の生徒へのいじめとなりかねない言論をすべからく処罰すべきであるという考えは魅力的ではあるが、生徒の言論の自由に対する深刻な脅威であり、学校の権限が過剰にならないよう注意しなくてはならないという指摘もある。この立場であるパパンドリア(Mary-Rose Papandrea)氏(ノースカロライナ大学教授、憲法)は、1999年の最高裁判決(修正第1条の事案ではなく、女子児童が同級生から長期にわたり卑わいな言動を受けていたセクシャルハラスメントについて、学校の責任の有無が問われた事件)⁽¹⁸⁾の文言を引用し、多くの子どもにとって社会性発達の最初の間である学校には子どもたちの不適切な行動が満ち溢れていること、悪口やかからかい、下品な言動は子どもの間では普通のことであることに注意を喚起し、1999年の判決が学校の責任を限定的にとらえていることを強調している⁽¹⁹⁾。これに対し、マッカーシー(Martha M. McCarthy)氏(インディアナ大学名誉教授、教育法)は、1999年の判決は、学校が賠償責任を負わなくてはならない場合に関する基準⁽²⁰⁾を述べたものであり、この基準

(14) Martha M. McCarthy et al., *Legal Rights of School Leaders, Teachers, and Students*, 8th ed., New York: Pearson, [2019], p.118; [Brief amici curiae of Massachusetts, et al. in support of neither party for No. 20-255 Mahanoy Area School District v. B. L.], March 1, 2021, pp.1a-4a. <https://www.supremecourt.gov/DocketPDF/20/20-255/170528/20210301154035855_20-255%20Brief%20of%20MA%20and%20DC%20et%20al%20as%20amici%20curiae.pdf>

(15) C.R. v. Eugene School District 4J, 835 F.3d 1142 (9th Cir. 2016).

(16) *Id.* at 1150-1152. 学校外で行われた言論を学校が規制できるのかが争われた事件については、1969年の最高裁判決(学校内での表現に関する事件)の基準を当てはめる前提として、このように学校との関連性(nexus)を問う下級審判決もある。第三章4節参照。

(17) *Id.* at 1152-1153. 1969年最高裁判決の「実質的な混乱」の基準が広く下級審で採用されているが、連邦控訴裁判所(第9巡回区)等では1969年判決で言及のあるもう1つの「他の生徒の権利」を侵害するかどうかの基準が用いられる例がある。第二章1節及び第三章4節参照。

(18) *Davis v. Monroe County Board of Education*, 526 U.S. 629 (1999). 学校での性差別を禁止する連邦の公民権法(1972年教育修正法第9編(Title IX of the Education Amendments of 1972, 20 U.S.C. §§ 1681 et seq. いわゆる「タイトル9」)の下での学校の責任が問題となった。

(19) Papandrea, *op.cit.*(5), pp.1094-1097.

(20) 学校のしかるべき者による「現実の認識」「意図的な無関心」に加え、加害生徒とセクハラが起こった脈絡が学校の実質的管理下にあり、ハラスメントが「非常に深刻で、まん延していて、かつ客観的にみて不快である」ために被害生徒の教育機会への平等なアクセスが否定された場合に、学校は責任を負うとされた。ローラーミカ「教員のわいせつ行為と学校でのセクハラ—アメリカの新しい連邦規則—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1115号, 2020.10.6, p.2. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11547391_po_1115.pdf?contentNo=1>

によらず、学校がいじめに係る言論に合理的な規制を課すことは、学校の任務に照らし正当であることを指摘している⁽²¹⁾。

後述する2021年の最高裁判決をめぐる議論においても、当該事件はいじめ事案ではなかったにもかかわらず、オンラインいじめなど学校外にいじめに係る言論への対処を学校が求められる中、そのような学校の権限について強い関心が寄せられていた。

3 差別的表現の規制

学校の外の社会一般においては政府が規制することができないような差別的表現を生徒が行った場合にも、学校は困難な判断を迫られることになる。とりわけ裁判所で問題となってきたのは、アメリカにおいては表現の自由とともに信教の自由の問題である同性愛(ホモセクシュアリティ)中傷の事案、及び奴隷制の象徴との見方が強い南北戦争時の南部連合国旗(Confederate flag)使用の事案である⁽²²⁾。

Harper v. Poway Unified School District 事件(以下「Harper 事件」という。)で、連邦控訴裁判所(第9巡回区)は、学校が許可し、多様な性的指向を支持する生徒団体が企画した「沈黙の日」の翌日に、信仰と絡んで同性愛を非難する文言⁽²³⁾の入ったTシャツを着用して登校したハイスクール生徒に対し服装を改めるよう指導した学校の判断を支持している⁽²⁴⁾。判決は、論議を呼ぶような政治的言論は、一般的にはたとえ侮辱的なものであっても保障されるべき重要な権利であることに言及しつつ、本件は「学校環境の特質」⁽²⁵⁾に照らして判断されるべきであること、人種、宗教、性的指向に関して少数者である生徒に向けられた誹謗(ひぼう)中傷表現に関しては、こうした少数派生徒の権利を侵害するものであることから⁽²⁶⁾、学校は規制することができる、学校に「実質的な混乱」を生じさせたかどうかを判断する必要はないとした⁽²⁷⁾。

一方、類似の事案である Zamecnik v. Indian Prairie School District # 204 事件では、連邦控訴裁判所(第7巡回区)は、同性愛を批判する生徒のTシャツの文言⁽²⁸⁾は若干否定的な表現ではあるが、侮蔑的とまでは言えず、また、この表現により学校に「実質的な混乱」は生じなかったとして、Tシャツの着用を禁じることはできないとするなど⁽²⁹⁾、裁判所の判断は分かれている⁽³⁰⁾。

Harper 事件判決については、批判も多い⁽³¹⁾。表現の自由の規制については、表現内容の規制、

(21) Martha McCarthy, “Off-Campus Sexually Harassing Expression: What Legal Standard Applies?” *Brigham Young University Education and Law Journal*, vol.2018 no.1, February 2018, p.20.

(22) 差別的表現は前節で取り上げたいじめ言論にもなり得るが、本節では、特定の生徒に向けられたものではなく、意見の表明として行われた事案を扱う。

(23) Tシャツの前面に“Be Ashamed, Our School Embraced What God Has Condemned”、背面には“Homosexuality Is Shameful, Romans 1:27”と書かれていた。「沈黙の日」当日には、前面に“I Will Not Accept What God Has Condemned”(背面は翌日と同じ)と書いたTシャツで登校していた。

(24) Harper v. Poway Unified School District, 445 F.3d 1166 (9th Cir. 2006).

(25) 1969年の最高裁判決中の文言であり、学校において生徒の言論を規制できる根拠を説明する概念。第Ⅱ章1節参照。

(26) 前掲注(17)参照。

(27) Harper, 445 F.3d at 1177-1184.

(28) “Be Happy, Not Gay”との文言が書かれていた。

(29) Zamecnik v. Indian Prairie School District # 204, 636 F.3d 874 (7th Cir. 2011).

(30) McCarthy et al., *op.cit.*(14), p.120.

(31) 見解(viewpoint)に基づく言論規制の拡大を招く懸念のほか、1969年最高裁判決の「実質的な混乱」の基準の適用を避け、「他の生徒の権利」の侵害の基準を用いた点、「少数者」である生徒の権利侵害に限定する理由の説明が不十分である点などが批判されている。Papandrea, *op.cit.*(5), pp.1043-1044.

その中でもとりわけ見解に基づく規制 (viewpoint discrimination) が問題となる⁽³²⁾。ドライバー (Justin Driver) 氏 (イエール大学教授、憲法) は、本件の言論は罵り言葉を使用したわけでもなく、この判決によれば生徒には自分の考え方を表現する術が実質的に残されていないこと、特に、生徒の見解 (viewpoint) は学校の立場とは異なるものであることからなおさらその表現は重要であることを指摘する⁽³³⁾。こうした意見に対し、マッカーシー氏は、最高裁判決⁽³⁴⁾が学校の特定の状況下での限定的な見解に基づく規制を許容していると考えられること、学校が多様性の尊重を含め、その目的に合致する表現を推進することは当然であり、生徒による誹謗中傷表現などに関して見解に基づく規制は正当化されると述べている⁽³⁵⁾。

南部連合国旗のデザインが入った T シャツの着用を学校が禁じた事案については、Defoe v. Spiva 事件で連邦控訴裁判所 (第 6 巡回区) が、学校は「実質的な混乱」が生じることを合理的に予見できたとして学校の処分を支持するなど⁽³⁶⁾、多くの場合、裁判所はこうした禁止を支持する判決を出してきているとされる⁽³⁷⁾。

4 教員に対する敵対的言論

ウォルドマン (Emily Gold Waldman) 氏 (ペース大学教授、憲法・教育法) は、生徒の言論の規制に関して争われた事件において、教員に向けられた敵対的な言論に関するものが増えていることに着目し、特にオンライン上の言論に関する事件については、連邦控訴裁判所で扱われた事件の全てが教員に向けられた言論に関する事案であると指摘している⁽³⁸⁾。なお、ウォルドマン氏の論考以降、連邦控訴裁判所では生徒間のオンラインいじめなどの事案も扱われてきているが、教員に向けられた言論が大きな部分を占めていることに変わりはない。具体的な事例については、本稿第三章で取り上げる。

ウォルドマン氏は、こうした教員に向けられた敵対的な言論は、①脅迫的な言論、②誹謗中傷的な言論、③教員の行為への見解 (viewpoint) を含んだ敵対的言論に分けることができるとしている。そして、脅迫や誹謗中傷のような敵対的言論による混乱から学校環境を守る学校の利益が存在する一方で、特に③に当たる表現については、学校の方針等を批判し、異議を表明する生徒の権利も問題となることを指摘している⁽³⁹⁾。

⁽³²⁾ McCarthy et al., *op.cit.*(14), p.110.

⁽³³⁾ Justin Driver, *The Schoolhouse Gate: Public Education, the Supreme Court, and the Battle for the American Mind*, New York: Vintage Books, 2019, pp.128-129.

⁽³⁴⁾ 2007 年の最高裁判決。第 II 章 2 節参照。

⁽³⁵⁾ Martha McCarthy, "Curtailing Degrading Student Expression: Is a Link to a Disruption Required?" *Journal of Law and Education*, vol.38 no.4, October 2009, pp.616-617.

⁽³⁶⁾ Defoe v. Spiva, 625 F.3d 324 (6th Cir. 2010).

⁽³⁷⁾ McCarthy et al., *op.cit.*(14), pp.118-119. ツェシス (Alexander Tsesis) 氏 (ロヨラ大学教授、憲法) は、南部連合国旗の使用規制については、修正第 13 条 (奴隷制廃止) に照らし、規制利益が正当に認められる数少ない場合の 1 つであるとしている。Tsesis, *op.cit.*(3), pp.151-155. ドライバー氏は、南部連合国旗の件は最も判断が難しいとしつつ、同国旗は人種に基づく敵意の表現ではあるが、通常は暴力的脅迫の含意はないとして、本件についても規制は正当化されないとする。Driver, *op.cit.*(33), p.129.

⁽³⁸⁾ Waldman, *op.cit.*(5), pp.591-592. 教員に対する敵対的な言論がオンラインの事案で目立つ理由については、学校外では生徒が気軽に発言すること、また、学校内で教員に向けた不適切な発言を行った生徒は恐らく (処分は納得し) 訴訟に至らない可能性が示唆されている。idem, pp.603-604.

⁽³⁹⁾ *ibid.*, pp.593-594, 656-657.

Ⅱ 生徒の言論の自由と学校の規制権限に関する最高裁判決

第Ⅰ章で紹介した下級審判決の多くは、1969年の最高裁判決で示された「実質的な混乱」が生じたかどうかの基準を用いて検討を行っている。本章では、この1969年判決及びその後に出された3つの最高裁判決について整理を行う。

1 Tinker 事件判決 (1969)

Tinker v. Des Moines Independent Community School District 事件（以下「Tinker 事件」という。）は、ベトナム戦争に抗議するために、学校の方針に反して黒い腕章を着用して登校したために停学になった生徒が、修正第1条の保障する権利が侵害されたとして、学校を訴えたものであり、最高裁は生徒の訴えを認めた⁽⁴⁰⁾。Tinker 事件判決は、「学校は全体主義の飛び地 (enclaves) であってはならない」と述べ⁽⁴¹⁾、また、教室が「思想の自由市場 (marketplace of ideas)」である旨に言及するなど⁽⁴²⁾、学校における生徒の表現の自由を重視して、学校の権限の拡大を懸念し、そのために司法の関与を積極的に行ったものと評価されている⁽⁴³⁾。

この事件で最高裁は、生徒は「言論又は表現の自由に係る憲法上の権利を校門で捨て去る」ものではないとして、修正第1条の権利は学校においても失われないことを確認する一方で、この権利は、「学校環境の特質 (special characteristics)」に照らして扱われるとした⁽⁴⁴⁾。そして、学校が生徒の言論を規制できるのは、学校活動や学校運営に「実質的な混乱 (substantial disruption)」を生じた又はそのような混乱を学校が合理的に予見できた場合であるとする判断基準を示している⁽⁴⁵⁾。騒動が起こるかもしれないという漠然とした恐れや懸念⁽⁴⁶⁾、あるいは、人の不興を買うような見解 (viewpoint) に対して付き物である不安や不快感を回避したい⁽⁴⁷⁾ということでは規制を正当化するに足りないとした。なお、判決ではもう1つの、あるいは補足的な判断基準とも考えられる「他の生徒の権利 (rights of other students)」を侵害するかどうかにも言及がある⁽⁴⁸⁾。本件については、腕章の着用が学校に「実質的な混乱」をもたらすことを学校が合理的に予見できたとは言えず、また実際に「実質的な混乱」等は起こらなかったとして、生徒の訴えが認められている。

この事件で最高裁のブラック (Hugo Lafayette Black) 判事 (当時) は、法廷意見に正面から

(40) Tinker v. Des Moines Independent Community School District, 393 U.S. 503 (1969). 訴訟を起こしたのは、腕章を着用して登校した Tinker 家の子どもたち (8 歳、11 歳、13 歳、15 歳) のうち年長の 2 名及びハイスクールの別の生徒 1 名。Id. at 504, 516.

(41) Id. at 511.

(42) Id. at 512.

(43) Erwin Chemerinsky, "Students Do Leave Their First Amendment Rights at the Schoolhouse Gates: What's Left of Tinker?" *Drake Law Review*, vol.48 no.3, 2000, pp.530-535.

(44) Tinker, 393 U.S. at 506.

(45) Id. at 509, 511, 513-514. Tinker 事件判決後の下級審の多くは、「実質的な混乱」が生じた場合だけでなく、混乱を学校が合理的に「予見」できた場合 (Id. at 514) を含むものとして解釈しているが、Tinker 事件の判決文は必ずしも明確でなく、解釈については争いがある。「実質的な混乱が生じた場合」に限定して解釈する説、さらに、周囲の生徒の反応により混乱が生じた場合 (heckler's veto) は含まれず、「表現者本人が混乱を生じさせた場合」に限定する解釈もある。Driver, *op.cit.*(33), pp.76-77.

(46) Tinker, 393 U.S. at 508.

(47) Id. at 509.

(48) Id. at 509, 513-514. 前掲注(17)参照。

対立する反対意見を述べている。同判事は、学校が予見したとおり他の生徒たちは黒い腕章のために授業に集中できなかったと指摘し、また、生徒は修正第1条の権利を校門で捨て去るものではないとした法廷意見に反論した。そして、子どもは学ぶ必要があるゆえに学校に行くのであり、親による懲戒と同様に、学校による懲戒は、子どもがよき市民になるための訓練に不可欠な要素であるとした⁽⁴⁹⁾。さらに、「連邦憲法が教員、親そして選挙によって選ばれた学校関係者に対し、アメリカの公立学校システムの支配を公立学校生徒に譲り渡すよう強制する」ようなことは全く受け入れられないと述べて意見を結んでいる⁽⁵⁰⁾。

2 その後の最高裁判決

Tinker 事件判決以降、Tinker 事件判決のいう「実質的な混乱」がなくとも学校が生徒の言論を規制し得る場合があることを、最高裁は3つの判断で示している。本節ではこの3つの判決について整理する。1986年判決（法廷意見）が、Tinker 事件判決のブラック判事の反対意見の結びの言葉を肯定的に引用したことが象徴するように、Tinker 事件判決とその後の最高裁判決では学校の権限や使命をどう考えるか、その姿勢に変化があると考えられる。これについては、第V章で振り返ることとしたい。

(1) Fraser 事件判決 (1986)

Bethel School District No. 403 v. Fraser 事件（以下「Fraser 事件」という。）では、最高裁は、学校の集会で、性的な内容をほのめかす表現⁽⁵¹⁾を全体に用いて、生徒会役員の指名演説を行ったハイスクール生徒に対する学校の処分を支持する判決を下している⁽⁵²⁾。この判決は、仮に学校活動に「実質的な混乱」が生じない場合においても、こうした性的に下品で、不快であるような生徒の言論を規制することは、修正第1条に違反するものではないことを示したものと評価されている⁽⁵³⁾。

判決では、Tinker 事件が政治的見解（political viewpoint）の表現であるのに対し、本件は性的な下品な表現であることに言及した上で⁽⁵⁴⁾、公教育の目的は民主社会に不可欠な、市民にふさわしい習慣と態度に係る基本的価値を教え込む（inculcate）ことであること⁽⁵⁵⁾、学校においてどのような態度がふさわしくないかを決定するのは学校であることを指摘している⁽⁵⁶⁾。そして、本件のような性的で下品な言論は学校の基本的な教育上の使命を弱体化させるものであるとの学校の判断は修正第1条に反しないこと⁽⁵⁷⁾、特に学校においてはこうした言論にさらされる他の生徒の感受性なども考慮されなくてはならない⁽⁵⁸⁾ことを論じた後、本件に係る重要

(49) *Id.* at 517-518, 521-522, 524 (Black, J., dissenting).

(50) *Id.* at 526 (Black, J., dissenting).

(51) 修正第1条で保護されない「わいせつ表現」に当たるようなものではない。裁判となった後、演説の文章は一般紙や当該ハイスクールの学校新聞にそのまま掲載されている。Driver, *op.cit.*(33), pp.92, 95, 101.

(52) Bethel School District No. 403 v. Fraser, 478 U.S. 675 (1986).

(53) McCarthy et al., *op.cit.*(14), pp.111, 113.

(54) Fraser, 478 U.S. at 680.

(55) *Id.* at 681.

(56) *Id.* at 683.

(57) *Id.* at 685.

(58) *Id.* at 681, 683-685. また、判決は、囚われの聴衆（captive audience）である生徒を性的で下品な言論から守る学校の役割に関して、過去の最高裁判決を説明する文脈の中で、学校が *in loco parentis*（親代わりの地位）であることに言及している（*Id.* at 684）（第V章参照）。

な指摘であるとして Tinker 事件判決におけるブラック判事の結びの言葉を引用している⁽⁵⁹⁾。

(2) Kuhlmeier 事件判決 (1988)

Hazelwood School District v. Kuhlmeier 事件 (以下「Kuhlmeier 事件」という。)は、他の事件とは異なり、学校がスポンサーである表現活動が問題になった事案である。この事件で最高裁は、ハイスクールのジャーナリズムの授業の一環として生徒が作成していた学校新聞について、生徒の妊娠や親の離婚に関する記事中の個人が特定されることを懸念した校長が該当ページを削除した上で刊行した判断を支持している⁽⁶⁰⁾。

判決は、本件事案は Tinker 事件で問題となった生徒個人の表現を学校が規制する問題と異なり、学校がスポンサーである刊行物その他の表現活動であって、学校の許可 (imprimatur) があると生徒、親や社会の人々が考える表現については、学校は広範な権限を持つとして、学校による規制は、合法的な教育上の関心に基づく限り認められるとの基準を示している⁽⁶¹⁾。さらに、この基準は最高裁がこれまでしばしば示してきた、教育は一義的には、親、教員と州及び学区の学校関係者の責任であり、連邦判事の責任ではないという見解に合致するものであると説明している⁽⁶²⁾。

(3) Morse 事件判決 (2007)

Morse v. Frederick 事件 (以下「Morse 事件」という。)は、オリンピック・トーチリレーが学校の前を通り過ぎる際、通りを隔てた学校の外での見物を許されたハイスクール生徒が、違法薬物使用を唱道していると解釈され得る表現⁽⁶³⁾を記載したバナーを掲げたため、校長がこれを禁じ、生徒を処分した事案である⁽⁶⁴⁾。最高裁は、「学校環境の特質」に照らして⁽⁶⁵⁾、また、違法薬物使用の危険性教育が学校の任務の一部であることが連邦議会により宣言されるなど、生徒の薬物乱用防止の政策的利益に鑑み、学校は違法薬物使用を唱道すると合理的に考えられる生徒の表現を規制できるとし、校長の判断を支持した⁽⁶⁶⁾。判決は、もし Fraser 事件判決の判旨を拡張して不快な言論を規制できるとすれば過度の制限となること、本件の判断は、あくまで違法薬物使用の唱道を行う表現に関してのものであることを強調している⁽⁶⁷⁾。ただし、薬物使用のみに限定する論理的根拠は薄いとも言え、Morse 事件判決後、下級審において、生徒に有害と考えられる薬物以外に関する表現について、この判決をもとに判断を行う例が見られる⁽⁶⁸⁾。

なお、Morse 事件判決は賛成 5 名、反対 (一部反対含む) 4 名と判断が分かれた判決であり、

⁽⁵⁹⁾ *Id.* at 686.

⁽⁶⁰⁾ Hazelwood School District v. Kuhlmeier, 484 U.S. 260 (1988).

⁽⁶¹⁾ *Id.* at 270-273.

⁽⁶²⁾ *Id.* at 273.

⁽⁶³⁾ “BONG HiTS 4 JESUS” と記載されていた。bong hits には水パイプでマリファナを吸う意味がある。

⁽⁶⁴⁾ Morse v. Frederick, 551 U.S. 393 (2007). 本件は学校の敷地外で起きた事案であるが、通常の授業時間内に、社会活動又は見学として校長が認めたものであることから、判決は学校内の言論とみなしている。*Id.* at 400-401.

⁽⁶⁵⁾ なお、本判決は、Fraser 事件判決について必ずしも明確ではない部分があると指摘した上で、同判決から抽出できる原則として、①「学校環境の特質」に照らして、学校での修正第 1 条の権利は規制され得ること、② Tinker 判決の基準は絶対的なものではないこと、の 2 点を挙げている。*Id.* at 404-405.

⁽⁶⁶⁾ *Id.* at 403-408.

⁽⁶⁷⁾ *Id.* at 409.

⁽⁶⁸⁾ 前掲注⁽¹²⁾参照。

反対意見の判事は、学校が同意できない見解を表明した生徒を罰することは、深刻な修正第1条違反であるとした。しかし、その一方、訴えられた校長の責任については、法廷意見において本件の校長は現場で即時の判断をする必要があり、禁止の措置を取らなければ生徒たちに誤ったメッセージを送ることになるという判断は合理的なものであったとされただけでなく⁽⁶⁹⁾、反対意見の判事も、判事の間で判断が分かれるこのような憲法事案に関して校長が賠償責任を負わされるべきではないという点では一致していた⁽⁷⁰⁾。こうした状況に鑑み、ブライヤー（Stephen G. Breyer）判事は、本件では修正第1条に関する憲法判断を行うべきでなく、校長に対する限定的免責（qualified immunity）⁽⁷¹⁾のみで処理すべきとの意見を述べている⁽⁷²⁾。

本判決の補足意見においてトーマス（Clarence Thomas）判事は、生徒の表現の自由を制約する学校の権限の根拠について、*in loco parentis*（親代わりの地位）の法理により学校の懲戒権は認められてきたとして詳細な見解を示しているが⁽⁷³⁾、これについては第V章で見ることしたい。一方、アリート（Samuel A. Alito, Jr.）判事は補足意見として、本件判決は、違法薬物使用の唱道以外には一切適用されないと理解しているとして法廷意見の解釈を再確認し⁽⁷⁴⁾、もし教育上の使命だからといって、見解（viewpoint）に同意できない、政治問題、社会問題についての言論を抑圧するライセンスを学校に与えることになれば、修正第1条の核を損なうことになる」と指摘している⁽⁷⁵⁾。

Ⅲ オンライン上の生徒の言論に関する下級審判決

最高裁はこれまで、学校外で行われた言論やオンライン上の生徒の言論と修正第1条の関係が問題になった事件を取り上げておらず、学校外の言論を学校は規制できるのか、どのような場合に規制できるのかの基準を示してこなかった。最高裁から明確な基準が示されない中で、連邦控訴裁判所の多くは、Tinker 事件判決の「実質的な混乱」の基準を総じて用いて判断を行っている。しかし、その適用は必ずしも一様ではなく、また次章で見ると2021年の最高裁判決事件の連邦控訴裁判所は、学校外の言論に Tinker 事件判決は適用されないと判示するに至った。本章では、①暴力的内容を含む脅迫的言論、②教員に向けられた誹謗中傷と批判的言論、③他の生徒に対するいじめ言論に分けてオンライン上の生徒の言論に関する連邦控訴裁判所の判決を紹介した後、その特徴を整理する。

1 暴力的内容を含む脅迫的言論

(1) 教職員に向けられた脅迫的言論

Wisniewski v. Board of Education of Weedsport Central School District 事件では、ミドルスクール

⁽⁶⁹⁾ *Morse*, 551 U.S. at 409-410.

⁽⁷⁰⁾ *Id.* at 434 (Stevens, J., with whom Souter, J. and Ginsburg, J. join, dissenting).

⁽⁷¹⁾ 政府職員が権利を侵害した際、その権利が法令上又は憲法上明確に確立されたものでない限り、その職員は賠償責任を負わない。限定的免責は警察官に係る事案で問題となることが多いが、教員にも適用される。Harlow v. Fitzgerald, 457 U.S. 800, 818 (1982); McCarthy et al., *op.cit.*(14), p.351.

⁽⁷²⁾ *Morse*, 551 U.S. at 425-433 (Breyer, J., concurring in the judgement in part and dissenting in part).

⁽⁷³⁾ *Id.* at 410-422 (Thomas, J., concurring).

⁽⁷⁴⁾ *Id.* at 422-425 (Alito, J., concurring).

⁽⁷⁵⁾ *Id.* at 423 (Alito, J., concurring). アリート判事は、修正第1条との関係で学校を *in loco parentis* と扱うのは誤りであるとも述べている（第V章参照）。*Id.* at 424 (Alito, J., concurring).

生徒が、特定の教員の殺害を呼びかけるキャプション⁽⁷⁶⁾が入った、滴る血と頭部を撃つ絵柄のインスタントメッセージのアイコンを自宅コンピュータで作成し、同メッセージ上の友人(同級生を含む15名。学校教職員は含まれない。)にこのアイコンが表示されたメッセージを送付した。連邦控訴裁判所(第2巡回区)は、この生徒を処分した学校を支持する判断をしている⁽⁷⁷⁾。同裁判所は、争点であったこの表現が真の脅迫⁽⁷⁸⁾に当たるかどうかは判断しないとした上で、学校外の言論を必ずしも学校が規制できないわけではなく、本件では同級生を含む友人に脅迫的な内容のアイコンを広く送付しており、これが学校の知るところとなることは合理的に予見でき⁽⁷⁹⁾、そして、最高裁のTinker事件判決を用い、学校が知れば、学校で「実質的な混乱」が生じることは疑いなく予見できるとして、結論を導いている⁽⁸⁰⁾。

また、連邦控訴裁判所(第5巡回区)は、ハイスクール生徒が、学校外で、教職員(コーチ)2名を脅迫し、中傷する内容のラップ音楽を作成してFacebookとYouTubeに掲載したBell v. Itawamba County School Board事件において、生徒を処分した学校を支持している⁽⁸¹⁾。同裁判所は、生徒が意図的にこのラップ音楽を学校に知らせようとしていたとした上で⁽⁸²⁾、Tinker事件判決を用い、ラップ音楽の脅迫的、中傷的内容からすれば、学校活動の「実質的な混乱」を学校は合理的に予見することができたとした⁽⁸³⁾。

(2) 学校での銃撃事件の企図を示唆する言論

D.J.M. v. Hannibal Public School District No. 60事件は、銃を入手して、名前を挙げた他の生徒何人かを撃つ等と述べたインスタントメッセージを自宅コンピュータから同級生に送った、ハイスクール生徒を学校が処分した事案である⁽⁸⁴⁾。学校を支持する判断をした連邦控訴裁判所(第8巡回区)は、生徒のメッセージが修正第1条の保護の対象とならない真の脅迫⁽⁸⁵⁾に当たると理解するのは合理的であり、本件の学校が生徒達の安全を守る責任とコロンバイン・ハイスクール事件等に由来する危惧からそう判断したのは正当であるとした。さらに、Tinker事件判決に則った検討も行い、当該メッセージが学校の知るところとなり、学校での「実質的な混乱」の危険が生じることは合理的に予見可能であったとしている⁽⁸⁶⁾。

また、Wynar v. Douglas County School District事件では、連邦控訴裁判所(第9巡回区)が、武器を自慢し、名前を挙げた同級生等を銃撃する等の内容のインスタントメッセージを自宅から友人達に送ったハイスクール生徒を処分した学校を支持している⁽⁸⁷⁾。判決は、Tinker事件判決に則り、学校で「実質的な混乱」が生じることを合理的に予見できる場合又は「他の生徒の権利」が侵害される場合には学校は生徒の言論を規制することができるとして、学校で銃撃が

(76) “Kill Mr. VanderMolen” (VanderMolenは英語教員の名前)と書かれていた。

(77) Wisniewski v. Board of Education of Weedsport Central School District, 494 F.3d 34 (2d Cir. 2007).

(78) 前掲注(2)参照。

(79) 学校の外で行われたオンライン上の言論の規制については、Tinker事件判決を当てはめる前提として、こうした当該言論と学校との間の何らかの関連性を問う判決も少なくない。4節参照。

(80) Wisniewski, 494 F.3d at 37-40.

(81) Bell v. Itawamba County School Board, 799 F.3d 379 (5th Cir. 2015).

(82) 前掲注(79)参照。

(83) Bell, 799 F.3d at 396-400.

(84) D.J.M. v. Hannibal Public School District No. 60, 647 F.3d 754 (8th Cir. 2011).

(85) 前掲注(2)参照。

(86) D.J.M., 647 F.3d at 764-766.

(87) Wynar v. Douglas County School District, 728 F.3d 1062 (9th Cir. 2013).

行われるとの危惧はこの2つのいずれをも満たすとした⁽⁸⁸⁾。

2 教員に対する中傷と批判的言論

(1) 誹謗中傷

J.S. v. Blue Mountain School District 事件(以下「J.S. 事件」という。)は、週末に自宅のコンピュータで、下品な言葉を用いて、性的な内容や家族の侮辱などを含む校長の偽のプロフィールを MySpace⁽⁸⁹⁾ に作成したミドルスクール生徒が処分を受けた事案である。連邦控訴裁判所(第3巡回区)は、生徒を支持する判決を下している⁽⁹⁰⁾。同裁判所は、生徒の表現は、幼稚、下品で馬鹿げており、真面目に受け取る人はいないこと、生徒はプロフィールへのアクセスを友人の間に制限し、また学校のコンピュータは MySpace へのアクセスがブロックされていたこと、当該プロフィールに関して授業時間中に会話が生じ、本件対処のために教職員の業務予定に変更が発生したものの、Tinker 事件判決の「実質的な混乱」は生じなかったことなどに言及し、学校は「実質的な混乱」を合理的に予見できなかったとした。さらに、性的に下品で、不快な表現に関する最高裁の Fraser 事件判決は、一般原則である Tinker 事件判決の厳格な例外であるとし、学校外の事案である本件には適用されないと述べている⁽⁹¹⁾。

連邦控訴裁判所(第3巡回区)は、類似の Layshock v. Hermitage School District 事件(ハイスクール生徒が同様に MySpace に校長の偽のプロフィールを作成した事件)についても、生徒を支持する判断を示している⁽⁹²⁾。

(2) 批判的言論

Doninger v. Niehoff 事件は、学校からのイベント日程変更の提案に対し、生徒役員であるハイスクール生徒が自分のブログで、下品な表現⁽⁹³⁾を用いて学校の判断を批判し、学校に苦情申入れを行うよう呼びかける記事を自宅で行って処分⁽⁹⁴⁾された事案である⁽⁹⁵⁾。連邦控訴裁判所(第2巡回区)は、このようなブログ(の影響)が学校内に到達し、学校の知るところとなることは合理的に予見され⁽⁹⁶⁾、Tinker 事件判決の下で要求される程度の混乱の発生を学校が予見することは合理的であったとして、学校を支持する判断を行っている⁽⁹⁷⁾。

この事件と前述の連邦控訴裁判所(第3巡回区)の J.S. 事件とを比較し、いずれかを選ぶ必要があるのならば、民主制に関わる重要な問題を提起しているという見方もできる本件生徒の権利がより保護に値するのではないかという意見もある。本件で生徒は、学校運営を批判し、他の生徒などに学校への嘆願を呼びかけており、このような政府に請願する権利は修正第1条

88) *Id.* at 1070-1072. Tinker 事件判決の「実質的な混乱」の基準と「他の生徒の権利」の侵害の基準をとともに採用している。前掲注(17)も参照。McCarthy, *op.cit.*(21), pp.11-12.

89) Facebook や YouTube のようなソーシャルメディアプラットフォーム。

90) J.S. v. Blue Mountain School District, 650 F.3d 915 (3d Cir. 2011).

91) *Id.* at 928-933.

92) Layshock v. Hermitage School District, 650 F.3d 205 (3d Cir. 2011).

93) 教職員を *douchebags* (現在では「嫌なやつ」を意味する俗語として使われる。)と呼称し、学校がイベントを「中止」したとの不正確な情報も記載していた。

94) 当該生徒は生徒役員(ジュニア・シクレタリー)であったが、次期の生徒役員(シニア・シクレタリー)への立候補を禁じられた。

95) Doninger v. Niehoff, 642 F.3d 334 (2d Cir. 2011).

96) 前掲注(79)参照。

97) Doninger, 642 F.3d at 347-351.

に別途明記されているものであること、さらに当該生徒は次期役員への立候補を禁じられ他の生徒が彼女に投票できなくなったことなどに着目し、J.S. 事件の下品な偽のプロフィールが保護され、本件の言論が保護されないのは奇妙であるという指摘である⁽⁹⁸⁾。

3 他の生徒に対するいじめ、いやがらせ言論

Kowalski v. Berkeley County Schools 事件(以下「Kowalski 事件」という。)は、自宅のコンピュータで、特定の同級生を嘲笑する内容の MySpace のディスカッショングループページを作成したハイスクール生徒を学校が処分した事案である。処分された生徒は、学校が規制できない学校外の私的な言論であり、学校は修正第 1 条の権利を侵害した等として学校を訴えた⁽⁹⁹⁾。学校を支持する判断を行った連邦控訴裁判所(第 4 巡回区)は、生徒に招かれてディスカッショングループに参加した者の多くも同じ学校に通っており、その反響が学校に到達することは合理的に予見できること、また、学校には生徒たちの安全を守る教育上の利益があることを指摘し⁽¹⁰⁰⁾、Tinker 事件判決に則り、この言論により「実質的な混乱」が生じ、学校活動を妨げ、「他の生徒の権利」を侵害したとした⁽¹⁰¹⁾。

また、S.J.W. v. Lee's Summit R-7 School District 事件では、連邦控訴裁判所(第 8 巡回区)は、ウェブサイトを立て上げ、そのブログに複数の特定の同級生に対する不快な、人種差別的なコメントや性的なコメントを記述していたハイスクール生徒を処分した学校の判断を支持した⁽¹⁰²⁾。判決では、同ウェブサイトが当該ハイスクールを標的にしていたことをもって Tinker 事件判決の基準を適用可能であるとし⁽¹⁰³⁾、学校では「実質的な混乱」が生じていたとした⁽¹⁰⁴⁾。

4 オンライン上の言論に関する連邦控訴裁判所判決の特徴

以上のように学校の外で行われたオンライン上の言論が問題となった連邦控訴裁判所の判決を見てみると、Tinker 事件判決を当てはめる前提として、当該言論と学校との間に何らかの関連性があるかどうかを問う判決が少なくない。関連性としては、学校外で行われた当該言論が学校に到達し、学校の知るところとなることの合理的予見可能性、あるいはその言論を学校に知らせようとしたという生徒の意図が問題とされている場合が多い。また、いじめの事案である Kowalski 事件では、生徒の安全を守る教育上の利益が学校にあることにも言及されている。他方、Tinker 事件判決のいう「実質的な混乱」が学校に生じる(又はそれについて合理的予見可能性がある)こと自体で学校との関連性は十分とするかのように、関連性を別途問うことはしない判決もある。

⁽⁹⁸⁾ Driver, *op.cit.*(33), p.137.

⁽⁹⁹⁾ Kowalski v. Berkeley County Schools, 652 F.3d 565 (4th Cir. 2011).

⁽¹⁰⁰⁾ 前掲注(79)参照。

⁽¹⁰¹⁾ Kowalski, 652 F.3d at 572-575. マッカーシー氏は、1 人でも「他の生徒の権利」を侵害すれば学校に「混乱」が生じるものとして、Tinker 事件判決の 2 つの基準を結び付けたと本判決を読み込んでいる。McCarthy, *op.cit.*(21), pp.9-10. Tinker 事件判決のいう程度の「実質的な混乱」が本件で生じていたかについては議論がある。Laura Fishwick, "Student Free Speech Rights on the Internet: Summary of the Recent Case Law," *JOLT Digest*, January 12, 2012. <<https://jolt.law.harvard.edu/digest/student-free-speech-rights-on-the-internet-summary-of-the-recent-case-law>>; Tsesis, *op.cit.*(3), pp.147-148.

⁽¹⁰²⁾ S.J.W. v. Lee's Summit R-7 School District, 696 F.3d 771 (8th Cir. 2012).

⁽¹⁰³⁾ 前掲注(79)参照。

⁽¹⁰⁴⁾ S.J.W., 696 F.3d at 776-778.

一方、Tinker 事件判決のいう「実質的な混乱」が起きたかを判断する際には、学校運営への支障や学校で他の生徒達が話題にした程度などが問題となるが、言論が暴力的、脅迫的内容である場合にはその暴力性自体が考慮されているものと考えられる⁽¹⁰⁵⁾。Tinker 事件判決では混乱の程度は漠然とした恐れや懸念などでは足りないと言われるところ、連邦控訴裁判所では暴力的内容を含む言論、あるいは「いじめ」に係る言論の規制が安易に認められているのではないかとする指摘も見られる⁽¹⁰⁶⁾。他方、「実質的な混乱」が生じたとは言えない場合であっても学校による規制の必要性が認められる時があるという立場から、連邦控訴裁判所第9巡回区や第4巡回区が、従来ほとんど使われてこなかった Tinker 事件判決の「他の生徒の権利」を侵害するか否かの基準に着目して判断していることを評価する意見もある⁽¹⁰⁷⁾。

IV 2021 年最高裁 B.L. 事件判決—ソーシャルメディアでの生徒の言論—

2021 年 1 月、最高裁はオンライン上の生徒の言論に関する事件の受理を初めて決定した (Mahanoy Area School District v. B.L. 事件。以下「B.L. 事件」という。)。6 月に出た判決では、学校を下品な言葉で罵ったメッセージをソーシャルメディアに掲載した生徒を罰した学校の措置について、修正第 1 条に違反したとする判断が示されている。判決は、生徒の権利を制限する根拠としての *in loco parentis*⁽¹⁰⁸⁾ に言及し、また、生徒の学校外の言論についても学校には規制する利益がある場合が存在すると明確に述べた。その上で、学校外やオンライン上の言論の規制に関する新たな判断基準を示すことはなく、従来の論点や Tinker 事件判決の当てはめを行い、本件では生徒の表現の自由の利益が学校の利益を上回るとした。

1 経緯

本件では、チアリーディングの学校代表チームに入ることができなかったハイスクール生徒が、土曜日、コンビニエンスストアにおいて自分のスマートフォンから、学校やチアリーディング・チームへの不満等を下品な罵り言葉を用いて表したメッセージ⁽¹⁰⁹⁾を Snapchat⁽¹¹⁰⁾に掲載した。このメッセージは、24 時間、約 250 人の Snapchat 上の友人のみ閲覧可能であったが、閲覧した他の生徒がスクリーンショットを保存し、学校の知るところとなった。学校は、罰として、生徒のチアリーディング (ジュニアチーム) での活動を 1 年間停止とした。これに対し、修正第 1 条が保障する権利の侵害であるなどとして、生徒が学校を訴えたものである⁽¹¹¹⁾。

連邦控訴裁判所 (第 3 巡回区) は、学校の処分は生徒の修正第 1 条の権利を侵害したとする地方裁判所の結論を支持したが、その判決理由において、これまでの各連邦控訴裁判所とは異なる見解を示していた。すなわち、同裁判所は、Tinker 事件判決は「学校環境の特質」に照ら

(105) Fishwick, *op.cit.*(10)

(106) Papandrea, *op.cit.*(5), pp.1065-1066; 前掲注(10)参照。

(107) McCarthy, *op.cit.*(21), pp.18-19.

(108) 第 V 章 1 節参照。

(109) “Fuck school fuck softball fuck cheer fuck everything” などと投稿した。fuck は下品な罵り言葉であり、新聞等では f*** と伏せ字で報じているものもある。なお、“fuck softball” とあるのは、生徒が学校外のソフトボールチームでも希望したポジションを得られなかったことに関連している。

(110) ソーシャルメディアプラットフォーム。

(111) Mahanoy Area School District v. B.L., 141 S.Ct. 2038 (2021).

して例外を限定的に認めたものであるから、学校外の生徒の言論には適用されないと述べ、したがって学校は、(修正第1条から導かれる一般的な例外に当たるような場合を除き)原則として学校外の言論を規制する権限を持たないとした。暴力的な言論、いじめに係る言論等については別途の考慮が必要であろうとしつつ、当該判決ではこれについての立場は示さないとした⁽¹¹²⁾。

最高裁がこの事件の裁量上訴(certiorari)を認めると、表現の自由を訴える人権団体や幾つかの州政府等が生徒側を支持する意見書(amicus brief)を提出した一方、学校関係団体等は学校の外で行われた生徒の問題表現に対処する必要性を訴えて学校側を支持する意見書を提出した。また、オンライン上で行われるいじめを含む、学校外でのいじめ言論に対処する必要性を訴えて、20以上の州が連名で意見書を提出した(いずれの当事者への支持も表明せず)⁽¹¹³⁾。連邦政府も意見書を提出し、また、口頭弁論でも意見を述べている(学校側を支持)。連邦政府は、学校外で大人が行ったのであれば修正第1条の保護を受ける言論であっても学校は生徒の当該言論を規制できる場合があり、学校外でのいじめ等に学校が対処しようと努力する中で、学校外の生徒の言論をおおよそ規制できないというような連邦控訴裁判所(第3巡回区)の判断は誤りであるとしていた⁽¹¹⁴⁾。

4月に行われた口頭弁論においては、今回の事件固有の論点⁽¹¹⁵⁾のほか、学校外でも学校による規制が認められるべき場合、特に学校外でのいじめ言論に対処する学校の権限が修正第1条との関係でどのように説明され得るかなどについて質疑が行われた。同時に本事案においてTinker事件判決に取って代わる新たな基準を提示することは難しいという感触も示されていた⁽¹¹⁶⁾。

2 判決

判決(ブライヤー判事による法廷意見)は、まず、Fraser事件判決の*in loco parentis*の言及を引用し⁽¹¹⁷⁾、最高裁はこれまでも学校が時に親代わりの地位にあるとしてきたこと、生徒の言論を規制する権限を学校に与える「学校環境の特質」の1つが*in loco parentis*であることを指摘している⁽¹¹⁸⁾。そして、生徒の言論を規制する権限を学校に与えている「学校環境の特質」は、学校外で行われた言論を規制する際に常に消滅してしまうものではなく、学校外であっても、学校が規制に関する重要な利益を有する場合があると述べている。これには、特定の個人に対する深刻ないじめやいやがらせ、教員や他の生徒に向けられた脅迫、授業、レポート作成、

⁽¹¹²⁾ B.L. v. Mahanoy Area School District, 964 F.3d 170, 177-178, 189-191 (3d Cir. 2020).

⁽¹¹³⁾ [Docket for No.20-255 Mahanoy Area School District v. B.L.] <<https://www.supremecourt.gov/docket/docketfiles/html/public/20-255.html>>

⁽¹¹⁴⁾ 今回の事件が生徒の言論が規制できる場合に当たるかどうかは、下級審に差し戻し、そこで判断されるべきとしていた。“Brief for the United States as amicus curiae supporting petitioner,” [No. 20-255 Mahanoy Area School District v. B.L], March 2021. <https://www.supremecourt.gov/DocketPDF/20/20-255/170617/20210301204339393_20-255tsacUnitedStates.pdf>

⁽¹¹⁵⁾ 課外活動であること(活動参加に当たって生徒は特別な行動規範に同意していることなど)により、今回の判断に何らかの影響が出るかに関する質疑が行われた。下級審においては、課外活動に参加するに当たって行動規範に同意することにより、修正第1条の権利を自主的に放棄したと言えるかどうか論点となっていた。B.L., 376 F. Supp. 3d at 437-438; B.L., 964 F.3d at 192-194.

⁽¹¹⁶⁾ [Supreme Court oral argument transcript for No. 20-255 Mahanoy Area School District v. B.L], *op.cit.*(3), pp.4-114.

⁽¹¹⁷⁾ 前掲注58参照。

⁽¹¹⁸⁾ B.L., 141 S.Ct. at 2044-2045.

コンピュータ使用、その他のオンラインでの学校活動参加に係る規則の不遵守、学校のコンピュータ内のものを含む、学校のセキュリティ設備の侵害などが含まれる。ただし、様々な学校外活動がある中で、現時点では学校が規制できる場合を厳密に挙げることはできないとし、一般的な修正第1条に係る基準を表明することは行わないとした⁽¹¹⁹⁾。

その上で、学校外の生徒の言論に関する3つの特徴について論じており、この特徴により、学校外では、学校の「特質」の強さは減少し、この特質に照らして修正第1条が許容している学校の裁量も減じることを指摘している。すなわち、①学校外では *in loco parentis* の法理が当てはまることはまれにしかなく、地理的に見て学校外の言論は通常学校の責任ではなく親の管轄にあること。②学校外に及ぶ1日24時間の規制が許されれば生徒はある種の言論を全く行えないことにもなるため、裁判所は学校外の言論の規制により懐疑的であるべきこと、特に、言論が政治的又は宗教的言論である場合にはそうであること。③人の不興を買うような生徒の言論を保護する利益が学校にはあり、これは特に学校外における言論に当てはまること、すなわち、アメリカの学校は民主制を学ぶ最初の場であり、民主制に不可欠な思想の自由市場の機能を将来世代に確実に理解させる利益が学校にはあること、の3点が挙げられた⁽¹²⁰⁾。

今回の生徒の言論については、下品な言葉を使用しているがわいせつ表現やけんか言葉⁽¹²¹⁾ではなく、修正第1条で保護される言論であるとし、特に、部活動のコーチや学校への批判を含む言論であることに注意を促している⁽¹²²⁾。

そして、この言論は、学校外で学校活動の時間外に行われ、学校やその構成員を名指ししておらず、自分のスマートフォンから Snapchat の友人に向けられたものであり、学校の規制利益が減少する場面に当たること、よい行儀を教えるという学校の利益はこの場合生徒の表現の自由を規制するに十分ではないこと、また、Tinker 事件判決のいう学校活動における「実質的な混乱」も確認できなかったこと⁽¹²³⁾を検証し、学校は今回、生徒の修正第1条の権利を侵害したと結論付けている⁽¹²⁴⁾。

アリート判事（補足意見）と今回唯一の反対意見であったトーマス判事は、ともに学校が生徒の権利を制限する根拠としての *in loco parentis* について考察を行っている。ただし、その立場は大きく異なり、アリート判事は、学校外の生徒の言論に対する規制は修正第1条に関し重大な懸念を生じさせる問題であり、学校関係者は慎重であるべきことを強調した。一方トーマス判事は、学校は歴史的に、今回のような学校、教員や生徒等に害を及ぼすような学校外の言論を規制できるとされてきたとし、また、学校外の言論の中でもソーシャルメディア上の言論は、学校に到達し、より害を及ぼし得ることから、学校の規制権限が大きくなる可能性にも言及した⁽¹²⁵⁾。

⁽¹¹⁹⁾ *Id.* at 2045.

⁽¹²⁰⁾ *Id.* at 2046.

⁽¹²¹⁾ 前掲注(2)参照。

⁽¹²²⁾ *B.L.*, 141 S.Ct. at 2046-2047.

⁽¹²³⁾ 2日間、数学の時間に5分から10分、本件が話題になったこと、チアリーディング・チームの他のメンバー数名が当該メッセージにより気分を害したこと等では学校活動の「実質的な混乱」には当たらないとした。

⁽¹²⁴⁾ *B.L.*, 141 S.Ct. at 2047-2048. 最後に、今回のような言論を修正第1条の保護に値しないと切り捨てることは魅惑的かもしれないが、真に守る必要のある言論を保護するため、こうした言論も保護する必要があると付言されている。

⁽¹²⁵⁾ *Id.* at 2048-2059 (Alito, J., concurring), 2059-2063 (Thomas, J., dissenting).

3 評価

このように、今回の判決は、結論において50余年ぶりに最高裁が生徒の言論の自由を支持するものとなった。一方、学校側が主張していた学校外での学校の権限について、学校外の言論でも学校が規制できる場合があると明確に述べている。ただし、Tinker 事件判決に代わるような、新たな基準は示されなかった。これについて、学校側と生徒側双方から、勝利を宣言し評価する声が上がるとともに、慎重な反応も出ている。

敗訴した学校は声明を出し、最高裁は学校外での生徒の言論を学校が規制できる多くの場合を列挙した上で、規制できるのは今回挙げられた場合にとどまらぬと述べており、学校外の広範な場面での学校の規制権限が認められたとして判決を歓迎している⁽¹²⁶⁾。他の学校関係団体や教育関係者からも、特に生徒による暴力やいじめが問題となる中で、学校内で表現が行われたか否かにかかわらず学校は対応する必要があるとして、判決を評価する声は多い⁽¹²⁷⁾。

同時に、学校関係者の間には、トーマス判事の反対意見を評価する声や、今回のような場面で学校が生徒に対し罰を与えられないとすることは望ましくないという見解もある。また、現場での迅速な判断が求められる学校にとって、今回の判決はその判断のための明確な指針を提示するものではなかったとして、失望する声もある⁽¹²⁸⁾。

一方、生徒を支持してきた人権団体は、修正第1条及び生徒の言論の自由の勝利であるとして判決を称賛している⁽¹²⁹⁾。また、ドライバー氏は、1969年のTinker 事件判決を最後に、常に生徒の言論に対して敵対的であった最高裁が生徒の言論の自由の側に立った判断を下したこと自体が重要であるとし、また、判決が思想の自由市場の重要性とそのために学校が果たす役割に言及したことは、Tinker 事件判決の核となる考え方を再確認したものであるとして一定の評価をしている。その上で、今回は生徒の言論の自由が本当に勝利したわけではなく、特に、判決が敢えて、*in loco parentis* の法理を持ち出して、少なくとも学校内では学校は親代わりの地位にあると述べたことは、学校内における生徒の表現の自由に今後深刻な影響を及ぼし得るとの懸念を示している⁽¹³⁰⁾。

V 議論

以上、1969年のTinker 事件判決から今回の2021年B.L. 事件判決まで、生徒の言論を学校が制限したことが修正第1条との関係で問題となった事件の最高裁判決を整理した。本章では、学校の権限の根拠や学校の使命と修正第1条の関係について最高裁はどのように説明してきたのか、最高裁の姿勢はどう変化したのかを確認する。

⁽¹²⁶⁾ Mark Walsh, “U.S. Supreme Court Rules for Cheerleader Who Posted Vulgar Snapchat Message,” *Education Week* (online), June 23, 2021.

⁽¹²⁷⁾ Denisa R. Superville, “Educators Look for Guideposts in Supreme Court Ruling on Student Free Speech,” *Education Week* (online), June 23, 2021.

⁽¹²⁸⁾ *ibid.*

⁽¹²⁹⁾ Adam Liptak, “Supreme Court Rules for Cheerleader Punished for Vulgar Snapchat Message,” *New York Times*, June 23, 2021; David Cole, “The Supreme Court teaches students an important lesson on free speech,” *Washington Post* (online), June 23, 2021.

⁽¹³⁰⁾ Justin Driver, “Two Cheers for a Free Speech Ruling,” *New York Times*, June 25, 2021.

1 学校の規制権限をめぐる議論と最高裁

社会一般において政府が規制できない生徒の表現の自由を始めとする権利が、なぜ学校において制限され得るのか、学校の権限の根拠や性質については議論がある。

(1) 親代わりの地位—*in loco parentis*—

in loco parentis は、イギリスのコモン・ロー (common law) に起源を持ち、18世紀の法学者ブラックストーン (William Blackstone) により、父親は「親としての権限の一部を [中略] その子どもの個人教師又は学校教師に委任することもできる。そして [委任を受けた教師は] 親代わりの地位 (*in loco parentis*) になり、任された親の権限の一部を持つ [後略]」⁽¹³¹⁾と表現されたものであり、元来、個人教師及び私立学校の法律上の権利義務に関する法理であった。19世紀初めにはアメリカ法に受容され、(公立)学校にも適用されるようになったとされる⁽¹³²⁾。ただし、その後義務教育が全ての州において導入されており、親が自ら権限を委任しているという *in loco parentis* の理屈付けによって現在の(公立)学校の権限を説明することができるのか疑義もある⁽¹³³⁾。

そもそも、*in loco parentis* は、学校が、親と同じように、子ども(生徒)を懲戒できることを正当化する理論であり、今回のB.L.事件判決で唯一の反対意見を述べたトーマス判事のような、学校の懲戒権限は大きく、今回のような学校外の言論もかなり広く規制できるとする立場と親和性が高い。同判事は、Morse事件の補足意見において、憲法条文の起草当時の意味に即して解釈すべきであるとする原意主義 (originalism) の立場から論を展開し⁽¹³⁴⁾、*in loco parentis* の法理により学校の懲戒権は認められてきたこと、憲法は学校における生徒の言論の自由を保障するものではないという見解を示している⁽¹³⁵⁾。一方、生徒の言論に対する学校の規制に対して懸念を示してきたアリート判事は、Morse事件においては修正第1条との関係で学校を *in loco parentis* と扱うのは誤りであると述べており⁽¹³⁶⁾、今回のB.L.事件判決においては *in loco parentis* を否定はしなかったものの、現在の学校に許容される権限の範囲について詳細な考察を行っている⁽¹³⁷⁾。

(2) 最高裁 (法廷意見) の見解

Tinker事件判決で最高裁は、生徒の修正第1条の権利は学校においても失われないことを確認した。ただし、この権利は、「学校環境の特質」に照らして扱われるとした。「思想の自由市場」としての学校に言及するなど、学校における表現の自由を重視した判決であり、学校の権限の拡大を懸念し、司法の関与を積極的に行っている。このTinker事件判決には *in loco parentis* の法理への言及は見当たらない。

⁽¹³¹⁾ William Blackstone, *Commentaries on the Laws of England*, Book the First, 1765, p.441.

⁽¹³²⁾ *Morse*, 551 U.S. at 413 (Thomas, J., concurring).

⁽¹³³⁾ *B.L.*, 141 S.Ct. at 2051-2052 (Alito, J., concurring); Anne Proffitt Dupre, "Should Students Have Constitutional Rights? Keeping Order in the Public Schools," *George Washington Law Review*, vol. 65 no. 1, November 1996, pp.71-72.

⁽¹³⁴⁾ Richard W. Garnett, "Can There Really Be "Free Speech" in Public Schools?" *Lewis & Clark Law Review*, vol.12 no.1, spring 2008, p.47.

⁽¹³⁵⁾ *Morse*, 551 U.S. at 413-419 (Thomas, J., concurring).

⁽¹³⁶⁾ 前掲注(75)参照。

⁽¹³⁷⁾ *B.L.*, 141 S.Ct. at 2049-2057 (Alito, J., concurring).

これに対し、Tinker 事件判決から 20 年近く経ったのちに出された Fraser 事件判決は、学校の目的は社会の基本的価値を生徒に教え込むことであること、学校において何が適切かを決めるのは学校であることを指摘し、市民的価値を教育する場として学校の重要な役割を認知し、学校の判断を尊重する姿勢を示している。また、過去の最高裁判決を説明する文脈の中で、*in loco parentis* に言及した。前述のとおり、今回の B.L. 事件判決は、この Fraser 事件判決の *in loco parentis* の言及を引用している。

次の Kuhlmeier 事件判決は、他の事件とは異なり、学校がスポンサーである表現活動に関するものであるが、学校は広範な権限を持ち、教育上の関心に基づく限り生徒の表現を規制できると判示するとともに、教育に関する責任は裁判所ではなく、親と学校にあることを強調した。さらに、Morse 事件判決で最高裁は、「学校環境の特質」に照らして、また、薬物乱用防止の利益に鑑み、学校には違法薬物使用を唱道するような生徒の表現を規制する権限があるとし、学校による見解 (viewpoint) に基づく規制を限定的にはあるが是認したとも理解できる。

こうしてみると、Fraser 事件判決から Morse 事件判決までの最高裁は、*in loco parentis* の法理に明示的に依拠することには慎重であったものの、この法理を捨て去ったわけではないと考えられる⁽¹³⁸⁾。むしろ、*in loco parentis* の法理と親和性のある、学校の判断に信頼を置き、学校に広い裁量と権限を認める立場を示してきたと見ることができよう。

今回の B.L. 事件判決では、「学校外では *in loco parentis* の法理が当てはまることはまれ」であることを述べる前提としてではあるが、最高裁がこれまでも学校を *in loco parentis* である場合があるとしてきたと明言し、さらに、生徒の言論を規制する権限を学校に与える「学校環境の特質」の 1 つが *in loco parentis* であるという解釈が示された。この点では、従来より踏み込んだと言える。学校内の事案（及び今回の B.L. 事件とは異なる、学校外でも学校に規制利益のある事案）については、*in loco parentis* である学校の裁量、判断を広く尊重するという姿勢を確認したものと読むこともでき、前章で紹介した、学校による言論規制に批判的な立場からのドライバー氏の懸念は理解できるものである。

2 学校の使命と修正第 1 条

Fraser 事件判決以降の最高裁は、市民社会の基本的価値を教育する学校の使命を確認し、教育上の関心に基づいて行われた、生徒の言論を規制する学校の判断を尊重する姿勢をしばしば示している。このような学校の使命と修正第 1 条との関係をどのように理解すればよいのか⁽¹³⁹⁾。また、最高裁の姿勢はどう評価されるべきなのか。

⁽¹³⁸⁾ なお、修正第 4 条（不合理な搜索等の禁止）に関する最高裁判決においても、*in loco parentis* への言及がある。生徒の所持品検査に関する事件 (New Jersey v. T.L.O., 469 U.S. 325 (1985)) は、学校が *in loco parentis* であるという考え方は、現実や最高裁の Tinker 事件判決等と両立しがたく、学校は単なる親の代理人ではなく、州の行為者 (state actor) として修正第 4 条の適用を受けるとした。ただし、警察の捜査とは異なり、令状は不要で、捜査のためには合理的疑いで足りるとされている。その後、薬物検査に関する事件 (Vernonia School District 47J v. Acton, 515 U.S. 646 (1995)) は、憲法の制約を受けない私立学校が *in loco parentis* であるのに対し、(公立) 学校は州の行為者であり、私立学校と同様に (公立) 学校が *in loco parentis* だけであるとは言えないとしながらも、(公立) 学校の権限の性質は保護者、後見人的なものであり、自由な大人に対しては許されないような程度の監視監督を行うことが許されるとした。後者の判決には Fraser 事件判決の *in loco parentis* の言及が引用されている (*Id.* at 655). Dupre, *op.cit.*⁽¹³³⁾, pp.80-83, 86-93.

⁽¹³⁹⁾ なお、ガットマン (Amy Gutmann) 氏 (ペンシルベニア大学学長、政治学) は、市民的価値の教育とは憲法に基づく民主制が繁栄するために必要とされる価値を教える教育であり、こうした価値には、真実を語る誠実さ、

ガーネット (Richard W. Garnett) 氏 (ノートルダム大学教授、憲法) は、Morse 事件判決の補足意見におけるアリート判事のような、学校が生徒の言論を見解 (viewpoint) に基づき規制することに対する懸念はもっともであるとしつつ、アメリカにおける教育は、そもそも移民やカトリック教徒をアメリカ人にし、プロテスタント化することを目的としたのであり、公教育が生徒の知識技術の習得の責任しか負わず、生徒の価値、忠誠心、献身や望ましい態度の形成に関与しないということはある得ないと指摘する。価値と忠誠心を伝承する役割が教育にあるからこそ、政府による公教育制度は存在するのであり、大学が思想の自由市場として「修正第1条機関 (First Amendment institutions)」⁽¹⁴⁰⁾であるのに対し、ハイスクールまでの学校は、むしろ「反修正第1条機関」又は「前修正第1条機関」の性格を有するものであると説明している⁽¹⁴¹⁾。

他方、学校の権威に懐疑的で、学校の役割はカリキュラムに係るものに限られるとし、修正第1条で保護されるべき生徒の言論を学校が侵害しないよう、裁判所が積極的な役割を果たす必要があるという立場からの指摘がある。チェメリンスキー (Erwin Chemerinsky) 氏 (カリフォルニア大学バークレー校法学部長、憲法) は、Fraser 事件判決以降の最高裁が学校に広い裁量を認めてきたことを批判し、学校を刑務所や軍隊と並ぶ権威主義的機関 (authoritarian institution) と呼んでいる。組織内の権威を維持する必要があること、裁判所にはない組織運営上の専門性を有していることなど、権威主義的機関の判断が尊重される理由はあるものの、権威主義的機関は、その性質上、権力の濫用や権利侵害を引き起こす。また、こうした機関はしばしば言論に対し敵対的である。そして、校長の主な責務は、刑務所長のそれと同様に効率的に組織を運営することであり、そこでは本来修正第1条で保護されるべき学校に批判的な言論、不快な言論、気に入らない言論が規制されがちであることを指摘し、裁判所の役割が期待されるという⁽¹⁴²⁾。

また、故デュプレ (Anne Proffitt Dupre) 氏 (元ジョージア大学教授、教育法) は、2つの異なる学校観が存在することを指摘している。1つは、現存する民主的社会秩序の維持を強調し、学校の使命は社会の伝統と習慣を子どもに教え込むことにあり、将来責任ある市民になるために、親に対するのと同様に子どもは学校に依存しているという、*in loco parentis* と親和性のある考え方である。もう1つは、学校の役割は、新しい社会秩序を自ら形成していく存在である子どもを受容することであり、学校の権威が子どもの必要や関心を妨げてはならないという、ヨーロッパ啓蒙主義に影響を受けた非現実的な教育観であるという。そして、後者を具現するような Tinker 事件判決及び類似の最高裁判決⁽¹⁴³⁾は、学校を生徒の敵であるかのように扱い、真剣に学習に取り組める環境を学校が用意することを妨げ、アメリカの学校の荒廃に大きく関

自制心、非暴力、寛容であること、異なる意見への敬意、熟議し、批判的に考え、意識的な社会の再生産に参加する能力が含まれているとして、市民的価値を教育する学校の使命と表現の自由を対立するものとする二分論に再考を促している。Amy Gutmann, "Democracy and Democratic Education," *Studies in Philosophy and Education*, vol.12 no.1, March 1993, pp.1-9.

(140) Paul Horwitz, "Universities as First Amendment Institutions: Some Easy Answers and Hard Questions," *UCLA Law Review*, vol.54 no.6, August 2007, pp.1513-1515.

(141) Garnett, *op.cit.*(134), pp.55-59.

(142) Erwin Chemerinsky, "The Constitution in Authoritarian Institutions," *Suffolk University Law Review*, vol.32, 1999, pp.441-442, 455-461; *idem*, *op.cit.*(7), pp.300-304.

(143) 特に、修正第14条 (デュープロセス) に関する *Goss v. Lopez*, 419 U.S. 565 (1975) 及び修正第4条に関する *New Jersey v. T.L.O.*, 469 U.S. 325 (1985) (後者は前掲注(138)参照) を指す。前者で最高裁は、人や物に対する危険が継続している又は学習過程の混乱への脅威が進行している場合を除いて、生徒の停学処分の際には最小限のデュープロセス (事前通知とヒアリング) が必要であるとした。

与したという見解を示している⁽¹⁴⁴⁾。

おわりに

本稿では、生徒の言論を学校が制限したことが修正第1条との関係で問題となった一連の最高裁判決等を整理することを通し、どのような場合に学校による制限が許されるのか、こうした学校の規制権限は修正第1条との関係でどう理解されているのかを見てきた。

これまでオンライン上の生徒の言論に関する事件を受理してこなかった最高裁が今回の比較的目的立たない事件を取り上げたのは、連邦控訴裁判所（第3巡回区）が学校外の生徒の言論には *Tinker* 事件判決は適用されないと判示し、連邦控訴裁判所間での齟齬（そご）が明らかになったことが一因であったと考えられる⁽¹⁴⁵⁾。裁判の過程で各州政府や連邦政府から出された意見書や口頭弁論においては、今回の事件がいじめ事案ではないにもかかわらず、オンライン上のいじめが深刻な問題であり、学校にはいじめに係る言論に対処する責務があること、学校外でのこうした言論に対する学校の規制権限は修正第1条との関係でどう説明され得るのかがとりわけ議論されていた。

今回の *B.L.* 事件判決でアリート判事は、「おそらくもっとも難しい範疇（はんちゅう）は、他の生徒に関する批判又は中傷的な意見である。いじめと深刻ないやがらせは重大な（かつ昔からある）問題であるが、この概念を言論規制に必要な精度をもって定義することは容易ではない。」と補足意見で指摘している⁽¹⁴⁶⁾。第Ⅲ章で取り上げたオンラインいじめに関する *Kowalski* 事件の加害生徒の言論はおよそ共感の余地がないものではあるが、修正第1条の観点からは生徒の訴えを認めなかった下級審の判断を疑問視する見解も存在する⁽¹⁴⁷⁾。最高裁が修正第1条の事件についてしばしば見せてきた学校の判断を尊重するという姿勢⁽¹⁴⁸⁾は、批判も受けるものの、とりわけこうした場面では理にかなっているとも考えられよう。

（ろーらー みか）

⁽¹⁴⁴⁾ Dupre, *op.cit.*(133), pp.65-69, 72-77, 98-101; *idem*, *Speaking Up: The Unintended Costs of Free Speech in Public Schools*, Cambridge; London: Harvard University Press, 2010, pp.31-36.

⁽¹⁴⁵⁾ Adam Liptak, "A Cheerleader's Vulgar Message Prompts a First Amendment Showdown," *New York Times*, December 28, 2020.

⁽¹⁴⁶⁾ *B.L.*, 141 S.Ct. at 2057 (Alito, J., concurring).

⁽¹⁴⁷⁾ 前掲注⁽¹⁴⁴⁾参照。

⁽¹⁴⁸⁾ 最高裁は *Kowalski* 事件の上訴を受理しなかった。